

令和3年度介護施設等における非常災害用設備等に係る補助金の事前協議について

日頃より本市高齢者政策に御理解、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から4月30日付けで発出された介護施設等における防災・減災対策推進をするための補助金の当初協議に関する通知について、神奈川県から5月7日に案内されたところです。これに伴い、本市では、次のとおり補助金の事前協議の受付を行います。

補助金活用を希望する事業所につきましては、期日までに事前協議書・見積書等の提出をしてください。(書類の提出をもって補助が確約されるものではありませんので、御了承ください。)

- 1 期 限 令和3年5月21日(金)午後5時まで
※提出にあたり、令和3年5月14日(金)までに、高齢者事業推進課計画推進係まで、必ず電話で事前相談をしてください。
※国への提出期日までに期間が短いため、上記期日までに御提出ください。
※国から次回協議は示されていませんが、次回の受付がある場合に希望される事業所は、その旨を御連絡ください。
- 2 提出先 健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 計画推進係
提出方法 メールにて 40kosui@city.kawasaki.jp まで
※データは電子媒体(エクセル等)のまま御提出ください。
※メールの件名は「提出 補助金事前協議(〇〇〇事業)」としてください。
※紙ベースも一式御提出ください(郵送可)。
- 3 提出資料 事前協議書及び見積書等の資料
※見積書等の資料の詳細は、各事前協議書(Excel)の「添付資料」シートを参照してください。
※上記以外の書類提出を求める場合があります。
- 4 対象施設・事業内容・金額・条件等
詳細は、別紙「補助対象整理表」等を参照
※水害対策強化事業は、別紙2に記載されている災害レッドゾーンまたは災害イエローゾーンに所在する事業所が対象となります。
※事業により補助下限額など条件が異なりますので、必ず別紙を御確認ください。

5 手続きの流れ

- ① 川崎市への事前協議書提出（事業者⇒川崎市）【令和3年5月21日まで】
- ② 川崎市からの連絡（川崎市⇒事業者）【令和3年8～9月頃】

(※) ②は例年時期が変動します。お示ししている時期は目安となりますので、ご了承ください。
- ③ 川崎市へ補助金交付申請書を提出（事業者⇒川崎市）【②の連絡後】
- ④ 川崎市から決定通知を受理（川崎市⇒事業者）【③の提出後概ね1か月】
- ⑤ 工事にかかる契約・工事着手

(※) 必ず川崎市からの決定通知を受理してから着手してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。

(※) 工事については、各種検査を含めて対象年度の3月末までに完了してください。3月末までの日付で交付が確認できない場合、補助金の交付を受けられなくなります。
- ⑥ 補助事業完了後、実績報告書を提出（事業者⇒川崎市）【完了後10日以内】
- ⑦ 川崎市による完了検査
- ⑧ 完了検査後、補助金の交付決定（川崎市⇒事業者）
- ⑨ 補助金の請求（事業者⇒川崎市）
- ⑩ 補助金交付
- ⑪ 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還

6 注意

- (1) 当事業は厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用するため、国の内示が得られ、市の予算が成立し補助金が制度化される必要があります。予算の状況等により補助できない場合や、補助率等が変更となる場合があります。
- (2) 協議書の申請に対し、国へは優先順位をつけて申請します。なお、原則、昨年7月に実施した補助金活用希望に関する調査で、補助金の活用を希望する旨を回答していただいた工事等を優先させていただきます（ただし、補助が確約されるものではありませんので、御了承ください）。
- (3) 協議書の内容にて国へ協議を行いますので、内示後は原則協議を行った内容から変更を行うことはできません。
- (4) 補助金決定通知を受理する前に補助事業に着手した場合は、補助対象となりません。
- (5) 補助対象となった整備については、耐用年数の満了前に事業所の廃止や移転等がされた場合は、残存年数に応じた補助金の返還が発生する場合があります。
- (6) 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めることとなります。
- (7) 施工業者の選定等にあっては、競争入札に付するなど本市の契約手続きに準じた方法で行っていただく必要があります。
- (8) 本市「補助金等工事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」及び「川崎市補助金等の交付に関する規則」により、100万円を超える工事請負・物品の

購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴収する等の規定がありますので本市ホームページで御確認ください。

(9) 建築基準法関係法令、消防法関係法令、介護保険法指定基準等の各種関係法令について遵守してください。

<問合せ先>川崎市 健康福祉局 高齢者事業推進課 計画推進係
TEL 044-200-2652 ファクス 044-200-3926
メール 40kosui@city.kawasaki.jp
【事務所所在地】〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
【郵便物送付先】〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地